

令和7年度 草津市立教育研究所第1回運営委員会

日時 令和7年6月12日(木)

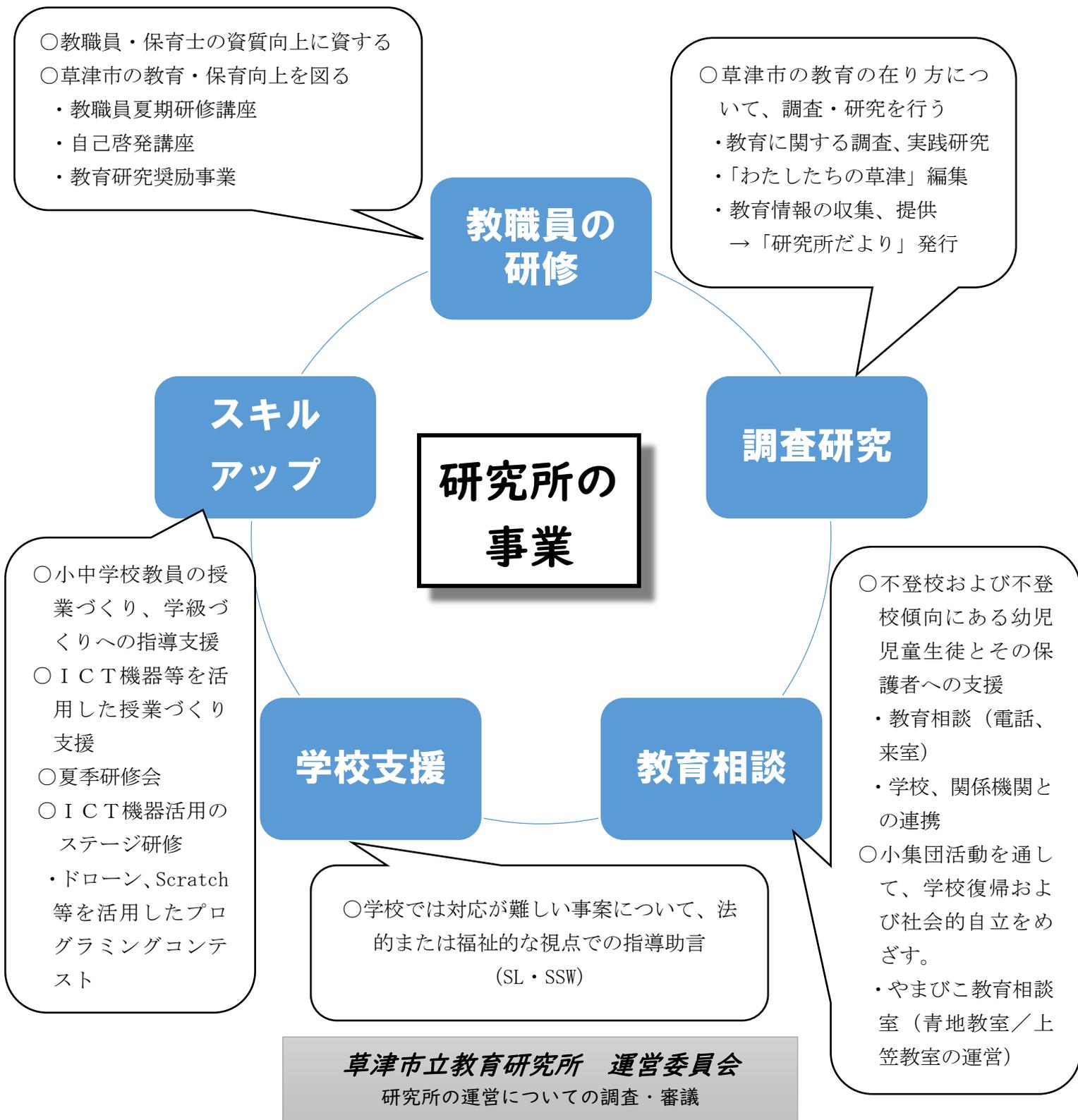
15:30~16:45

場所 草津市立教育研究所2F 研修室

- 1 開会あいさつ
- 2 運営委員紹介・所員紹介
- 3 会長・副会長の選出
- 4 事業概要の説明
 - ①教職員の研修に関する事業について
 - ②調査研究に関する事業について
 - ③教育相談に関する事業について
 - ④スキルアップ事業について
 - ⑤その他
- 5 意見交換
- 6 連絡事項
- 7 閉会あいさつ

第2回 運営委員会 令和8年2月5日(木) 午後を予定

草津市立教育研究所 理念図



令和7年度 草津市立教育研究所運営委員会運営委員 (敬称略)

	団体等	氏名	所属
1	学識経験を有する者	系乗 前	滋賀大学教育学部教授
2	校長会の代表	辻 大吾	老上中学校長
3	園長・所長の代表	角 明美	老上こども園長
4	教頭会の代表	大西 智美	草津中学校教頭
5	小中学校教員の代表	鵜飼 裕美	草津小学校教諭
6	市社会教育委員の代表	香川 幸希	草津市社会教育委員会議代表
7	市立小中学校の保護者	國松 秀雄	
8	市同和教育推進協議会の代表	片山 恵泉	市同和教育推進協議会副会長
9	公募による市民	黒川 清香	
10		宮内 弥生	

○研究所職員一覧

		氏名	担当業務
1	所長	小林 悦子	所内事務の総轄
2	副参事	恒松 睦美	SSW(スクールソーシャルワーカー)
3	副参事	青木 努	所内事務(児童生徒支援課と兼務)
4	指導主事	三品 友博	所内事務・事業運営全般
5	研究員	玉木 裕	調査研究
6	指導員	宮地 均	やまびこ教室 担当 教育相談・学校支援
7		石井 千鳥	
8		藤井 弘美	
9		武内 昭遵	
10		角 玲子	
11		西村忠泰	
12	スキルアップアドバイザー	清水 康行	授業づくり・学級づくり支援のスキルアップ支援
13		山崎 賢	
14		仲野 忠克	ICT活用のスキルアップ支援
15		糠塚 一彦	

令和7年度の主な事業計画

教職員の研修に関する事業→(P6~)

1 研修講座→(P6)

・本市教育の今日的課題に応える研修講座を教職員対象に実施する。

① 夏期研修講座

- ・こどもまんなかの学校づくり講座 ・働き方改革講座 ・ESD講座
- ・人権教育講座 ・生徒指導講座 ・教育相談講座 ・特別支援教育講座
- ・チーム学校体制講座 ・多様な教育的ニーズ講座 ・ICT教育講座
- ・ウェルビーイングな学校づくり講座 ・幼児教育講座 ・教育講演会

② 自己啓発講座(年3回程度開催予定)

2 教育研究奨励事業→(P7~)

- ・教職員等の教育に関する研究実践の促進を図り、個人および共同による研究を奨励する。
- ・3部門(フレッシュ研究部門、ステップアップ研究部門、就学前教育研究部門)で応募を呼びかけ、教育研究の活性化を図る。
- ・教職員等の自発的な研究(教育研究奨励事業最優秀賞等受賞者)の成果を発表する。

3 研究発表大会 →(P9)

- ・教育研究奨励論文発表会の後、教育講演会を開催する。
- ・本市教育委員会が進めてきた教育研究奨励事業の調査研究の成果を発表し、学校・園所における教育内容や指導方法の改善に資する。併せて教育の今日的課題についての講演会を開催し、本市教育の充実を図る。

調査研究に関する事業→(P10)

4 学校活性化に関する調査・実践研究

- ・研究員による調査研究を行う。
- ・草津市の教育のあり方について、調査研究を行う。

研究主題

不登校児童生徒の一人ひとりに寄り添う教育
～質問紙調査を通じた支援体制の構築～

5 小学校3・4年生向け社会科副読本「わたしたちの草津」の活用に向けた取組

- ・小学校3・4年生向け社会科副読本「わたしたちの草津」の編集委員会を立ち上げ、今年度は令和8年度から使用開始できるように指導書の一部改訂を行う。

教育相談に関する事業→(P11~)

6 教育相談事業(やまびこ教育相談室)

【教育相談】

- ・電話相談と来室相談・・・月～金曜日（*祝日を除く） 9:00～17:00（金曜日は14:00まで）
- ・休日電話相談・・・土曜日 10:00～17:00（今年度より休日の電話相談を開始しました。）
不登校および不登校傾向にある幼児児童生徒とその保護者に対し、教育相談を行い、支援する。
- ・心理面談 毎週水曜日 13:00～17:00
こどもや保護者の悩みに寄り添い、心理的なサポートを行う。
- ・学校支援・・・児童生徒の情報提供や助言を行い、早期解決をめざす。
要保護児童対策地域協議会、教育相談主任会、小中学校生徒指導主事主任会、問題行動対策会議及びグレードアップ連絡会へ出席する。
- ・やまびこ青地教室・上笠教室 月・水・木・金曜日 9:30～15:00（*金曜日は14:00まで）
通室する児童生徒が、小集団での活動体験や学習を通して、学校復帰や社会的自立をめざす。
- ・事例研究会・・・やまびこ教育相談室が行う相談事例についてSSWにアドバイスを受け、相談スキルの向上を図る。

スキルアップ支援事業→(P13)

7 スキルアップ支援事業

- ・教員の学習指導や学級経営等の実践的指導力を高めるために、スキルアップアドバイザーを派遣し、授業づくりや学級づくり、ICT機器の活用等についての相談や指導等を行う。
- ・プログラミング教育推進の支援を行う。
- ・授業づくり、学級づくりの相談活動
- ・「スキルアップ夏季講座」の開設
- ・教育図書・学習指導案など、教育情報の収集および提供

その他

8 教科書センター

教科書展示会 期間:6月5日(木)～6月27日(金)

(火曜～土曜) 10:00～18:45

(ただし、日曜・月曜は、閉室日のため開催しない)

場所:アーバンデザインセンターびわこ・くさつ(UDCBK)

9 学校問題サポートチーム会議

小学校、中学校等に対する保護者、地域住民等からのさまざまな要望のうち、学校だけで解決することが難しい事案に適切に対応すること、および児童、生徒等の問題行動への効果的な対応と未然防止を図ることを目的に、草津市学校問題サポートチームを設置する。

学校からの相談または依頼に応じ、問題の解決および未然防止に向けた対処方針について、スーパーバイザー（弁護士、社会福祉士・精神保健福祉士）からの法的な視点や福祉的な視点を取り入れた指導または助言を行う。

10「研究所だより」「所報」の発行

「研究所だより」：年間数回、市内の教育情報や教育研究所の取り組みなどをまとめて発行する。

園所・小中学校ならびに関係機関へ送付。

「所報」：1年間の教育研究所の取り組みをまとめ、各幼保園所・小中学校ならびに関係機関へ送付。

研究所だより 第136号 令和7年5月
発行：草津市立教育研究所

第4期草津市教育振興基本計画スタートの年
草津市立教育研究所 所長 小林 悦子

今年度から草津市教育振興基本計画の第4期が始まりました。これは、「こどもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」を基本理念のもと、柔軟な発想と改革意欲をもって教育施策を遂行していくため、策定されたものです。教育研究所もこの計画に基づき、基本施策に沿った機能強化をすすめ、教育活動の充実を進めてまいります。

「不登校児童生徒への支援の充実」について、不登校児童生徒数が、全国で34万人を超えたと報道でもありますが、教育現場での課題の一つになっています。文部科学省では「不登校は誰にでも起こり得るもの」として捉え、「個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること」と通知が出されています。

草津市内では、児童生徒数は増加していますが、不登校の児童生徒数は、増加にストップがかかっています。理由として、令和5年にやまびこ教室の分室である「やまびこ上登教室」が開設されたこと、令和6年より市内全小中学校に登校支援室が配備されたこと、フリースクール通所への助成が充実されたこと等、こどもの居場所が確保されてきたことが考えられます。

やまびこ教室の通所人数は、令和2年からの5年間で2倍に増えていますが、ニーズが高まる中、国のCOCOLOプランに示されているように、教育支援センターであるやまびこ教育相談室の機能強化が必要です。今年度より、臨床心理士を配置し、カウンセリングを通して成長を促すよう、不登校支援の充実を行っていきます。また平日だけでなく、土曜日の電話相談も開始し、保護者支援の充実を図ります。

不登校支援は、計画的・組織的に進めることが重要です。家庭・学校・SSW・関係機関等と連携し、支援の充実を図ります。

「教職員への指導力とチーム学校の指導体制の充実」については、こどもの多様化・複雑化する困難等に対応するため、専門家（弁護士・精神保健福祉士）の助言を得ながら解決を目指す「学校問題サポートチーム」の拡充を行います。SNSによるトラブルやいじめ重大事態等、相談件数が急増していることから、今年度より年40回の弁護士相談に増やしました。精神保健福祉士のモニタリングも随時受け付けております。

またスキルアップアドバイザーによる経験年数の浅い教職員の指導力向上やICT活用力の向上等、複数回の学校訪問を通して、個別支援の充実・校内OJTの推進等、学校の組織的教養力の向上に努めます。特にICT活用力については、支援が必要な教職員へのステージ研修を通して、市内全体の活用力向上を目指します。

夏期研修講座では、今年度は特に教職員の資質向上を図る研修に力を入れていきます。「こどもみんなの学校づくり」「ウェルビーイングな学校づくり」「多様な教育的ニーズへの対応」「働き方改革の推進」「チーム学校体制の充実」「人権教育」等、昨年の研修後アンケートを受け、ニーズに応じた講座の準備を進めてまいります。

教育に力を注ぐことは、未来を創ることであり、「こどもが輝く教育のまち」を実現することは、草津市のよりよい未来を創ることにつながっていきます。本研究所もこどもを中心に据えた「こどもみんなの学校づくり」を支援すべく、教育行政の一助を担ってまいります。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

やまびこだより

草津市では不登校支援が喫緊の課題となっています。教育支援センター（やまびこ教育相談室）では「不登校等、児童生徒への支援の充実」をスローガンにして、新たに、心理士の配置や相談事業の充実を図ります。やまびこ教室は、引き続き「青地教室」「上登教室」の2教室を開設し、SSW（スクールソーシャルワーカー）、市内各学校、園との積極的な連携のもと、児童生徒、保護者へのさらなる支援の充実、強化をめざします。

教育相談室
やまびこ教育相談

さまざまな悩みを抱えているこどもや保護者が、安心できる場所で自分の思いを語り、少しずつ現状を客観視できるようになります。相談者自身が本来持っている力を発揮し、方向性を見出しているよう一緒に考え支援します。

（写真は青地教室）
こどもが自分の思いを適切な言葉で語れない場合、遊びなどを通して相談員との心の交流を図り、気持ちの自由を醸成されるよう支援します。結果的にこどもの心が癒され情緒が安定するようになります。ここからやまびこ教室へ繋がっていきます。

やまびこ上登教室

青地教室
やまびこ教室

『やまびこ教室』は、学校に行きにくい状態にあるこどもたちが学校復帰や社会的自立を目指してさまざまな活動に取り組めます。今年度も「青地教室」「上登教室」2教室の開設でさらなる支援の充実、強化を図っていきます。

やまびこ青地教室

令和6年度版

所報

草津市立教育研究所
令和7年3月末日

令和7年度 研修講座

夏期研修講座(一般講座)

	テーマ	日・曜日	時間	講師名	備考
1	チーム学校体制の充実	7月23日 (水)	午後	加藤 慶子 さん (弁護士 学校問題サポートチーム会議アドバイザー)	
2	人権教育 (人権・同和教育)	7月24日 (木)	午前	西村 健 さん (元野洲市教育長)	
3	幼児教育 (幼保小接続)	7月24日 (木)	午後	伊藤 孝子 さん (滋賀文教短期大学こども学科学科長)	幼児課共催
4	スクール ESD	7月25日 (金)	午後	森井 貴士 さん (滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課主査)	学校教育課共催
5	特別支援教育	7月28日 (月)	午前	山下 完和 さん (社会福祉法人やまなみ会 やまなみ工房施設長)	特別支援教育部会共催
6	ICT 教育	7月28日 (月)	午後	小林 由乃 さん (ライズ株式会社)	学校政策推進課共催
7	生徒指導・教育相談	7月29日 (火)	午後	宮脇 千恵 さん (滋賀県スーパーバイザー 精神保健福祉士)	
8	多様な教育的 ニーズ	7月31日 (木)	午前	鳴橋 杏里 さん (こどもソーシャルワークセンター)	こども家庭・若者課共催
9	こどもまんなかの 学校づくり	7月31日 (木)	午後	水野 翔太さん (立命館守山中学校・高等学校)	
10	働き方改革	8月4日 (月)	午前	国寄 智将 さん (秦荘西小学校教諭)	
11	ウェルビーイング な学校づくり	8月5日 (火)	午前	牧田 もりかつ さん (フリーアナウンサー)	教頭研修会共催
12	研究発表大会 教育講演会	7月30日 (水)	午後	講演<データサイエンス教育> 大平 雅子 さん (滋賀大学教育学部教授)	奨励事業応募者は参加
13	多様な教育的 ニーズ	未定		寺岡 佑記 さん (一般社団法人 意識情報フィールド研究所)	
14	学力向上 (英語)	未定		未定	学校政策推進課共催

くさつ教員塾(1講座)

	テーマ	日・曜日	時間	講師名	備考
1	体育科 (授業づくり)	8月5日 (火)	午後	安江 美保さん (ノートルダム清心女子大学准教授)	

自己啓発講座(15:50~16:50)

	テーマ	日・曜日	講師名	備考
1	未定			
2	未定			
3	未定			

令和7年度草津市教育研究奨励事業 概要

1 目的

市内教職員・保育士の自発的な教育研究活動の促進を図るため、教職員・保育士の個人またはグループの研究に対して奨励賞を授与し、もって教育・保育現場における意欲的かつ創意あふれる学級、学年、学校・園・所等の経営（運営）ならびに指導や保育の改善と充実を図り、教職員・保育士の資質向上に資するとともに、草津市の教育・保育向上を図ることを目的とする。

2 応募対象者

市内公立小学校、中学校、こども園、保育所に勤務する教職員・保育士で、個人またはグループとする。

3 応募部門の種別

研究部門

①	ステップアップ研究 (現職の経験年数は問わない)	これまでの研究実践をふまえて、さらに創造的な実践や今日的課題を追究する実践を積み重ねた研究
②	フレッシュ研究 (若手教員を対象とした研究)	経験10年未満の教職員が行う実践研究
③	就学前教育研究 (保育所・こども園の職員を対象とした研究)	幼児教育・保育の実践を整理し、レポートとしてまとめることによって教育力・保育力を向上させる実践研究

4 研究内容の種別

(1) 研究分野

研究内容の種別は、学校・園・所の教育・保育全般に関する実践的研究とし、次ページの「表1」分野番号より選択する。

「表1」

分野番号	分 野
1	教科・道徳・総合的な学習の時間における学習指導に関する内容
2	生徒指導・教育相談に関する内容
3	特別支援教育に関する内容
4	人権教育に関する内容
5	幼児教育・保育・保幼小接続に関する内容
6	(新)健康教育に関する内容(保健・安全・給食)
7	(新)ICTを活用した指導力向上を目指した内容
8	経営・運営・組織(学級・学年・園・所・事務等)に関する内容
9	課題研究(教育研究所が指定する研究課題に対する実践研究)

5 賞の種類

(1) 最優秀賞 各部門につき数点

研究内容が特に優れた内容であった個人またはグループに対し、賞状を授与する。

(2) 優秀賞 各部門につき数点

研究内容が最優秀に準じて優れた内容であった個人またはグループに対し、賞状を授与する。

(3) 特別賞 全部門で若干点

特に独創性に優れた研究内容の個人またはグループに対し、賞状を授与する。

(4) 教育研究所賞 全部門より若干点

「分野番号 9 課題研究」よりテーマを設定し研究したもののなかで、特に優れた研究内容の個人またはグループに対し、賞状を授与する。

(5) 奨励賞

(1)～(4)以外の個人またはグループに対し、賞状を授与する。

6 応募の条件

(1) 文部科学省、県教育委員会、その他の機関等の指定による研究指定校ならびに実践推進校に所属する個人またはグループが、同じ研究テーマで応募することはできない。

(2) 当該研究に対して、財団法人等から研究奨励または研究費等の助成を受けているものは応募することはできない。

(3) 同じ研究テーマで、他の機関へ二重に応募することはできない。

(4) 同一応募者が、複数の研究を応募することはできない。

令和7年度 草津市立教育研究所研究発表大会 開催要項

1 趣 旨 草津市立教育研究所(草津市教育委員会)が進めてきた教育研究奨励事業における受賞者による研究成果の発表をとおして、学校・こども園・保育所の教育・保育内容や指導方法の改善に資する。併せて、教育の今日的課題についての講演会を開催し、本市教育の充実を図る。

2 主 催 草津市教育委員会 草津市立教育研究所

3 日 時 令和7年7月30日(水) 13:00~16:30

4 場 所 草津市立教育研究所 2階研修室

5 日 程 第1部 研究発表 13:00~14:30
第2部 教育講演会 14:45~16:30

6 参加対象 学校教育関係者および教育関係機関

7 内 容 **第1部 研究発表**

(1)あいさつ 13:00~13:10

(2)令和6年度の教育研究奨励事業優秀賞等受賞者による発表と
意見交流(就学前・フレッシュ部門・ステップアップ部門より1点ずつ)

(3)令和6年度草津市立教育研究所研究員による研究報告

13:10~14:30

※休憩・教育講演会準備(15分間)

第2部 教育講演会

(1)あいさつ 14:45~14:50

(2)教育講演会 14:50~16:40

講 師 大平 雅子さん(滋賀大学教育学部教授)

演 題 「教育現場における科学的アプローチ」(仮)

(3)閉会 16:40~16:45

★令和7年度調査研究に関する事業について

【教育に関する調査実践研究】(研究員による研究)



1 研究主題

不登校児童生徒の一人ひとりに寄り添う教育 ～質問紙調査を通じた支援体制の構築～

2 研究概要

草津市では、令和6年度より、すべての小中学校に登校支援室を設置し、加配教員も配置され、児童生徒の居場所作りの運用が始まった。これを受けて、昨年度(令和6年度)の研究では、「不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援の在り方に関する研究」と題し、登校支援室の設えや教職員の関わりなどの調査、研究を行った。その結果、登校支援室には、単なる居場所以上の役割があり、加配教員をはじめとする様々な教職員の関わりによって、より機能的で支援的な場となることが明らかになった。

そこで、本研究では、登校支援室の運用に関して、児童生徒の意見を取り入れることで、安心度、満足度の向上を目指したい。総務省の出している「不登校・ひきこもりのこども支援に関するアンケート調査の結果」では、不登校児童生徒が自分の思いを伝える機会がなかったと回答したのは、全体(アンケート回答者)の45%いたと示されている。このように自分の思いが伝わっていないと感じたまま過ごしている児童生徒も多い。質問紙調査を行い、自分の思いを表出する機会を持つとともに、質問紙の結果から得た情報を把握、分析することで草津市の登校支援室へ還元していきたいと考え、本主題を設定した。

【地域教材(わたしたちの草津)の活用に向けて】

1 「わたしたちの草津」編集委員会の活動内容(予定)

令和8年度から使用の小学校3・4年生向け社会科副読本「わたしたちの草津」の一部改訂に伴い、指導書の一部改訂を行う。

2 今年度の予定

編集委員会(推進委員会)の開催……………令和7年5月23日(金)

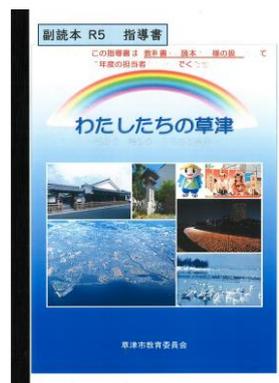
編集委員による指導書の作成、編集作業……………令和7年6月～

編集委員会で進捗状況確認等の作業……………令和7年8月22日(金)

編集委員で最終作業、正副委員長、事務局で原稿チェック…令和7年9～11月

正副委員長と事務局で最終チェック……………令和7年12月末

原稿を教育委員会へ回議後、印刷……………令和8年1月～



教育相談に関する事業について

教育支援センター（やまびこ教育相談室）

面談【相談室・プレイルーム】

〈目的〉 不登校および不登校傾向等の悩みや不安に対して、教育相談を行う。

〈内容〉 60分程度の相談（予約制）

〈日時〉 月～金曜日 9:00～17:00
（金曜日は14:00まで）

〈対象〉 市内に在住する子どもおよびその保護者・関係者

★相談室における保護者の個別相談

★プレイルームにおける子どもの個別相談

心理面談【水曜日 13:00～17:00】

電話相談

〈目的〉 不登校および不登校傾向等の悩みや不安の電話に対応し、必要に応じて来室相談につなぐ。

〈内容〉 電話による相談

〈日時〉 月～金曜日 9:00～17:00
（金曜日は14:00まで）

土曜日 10:00～17:00

〈対象〉 市内に在住する子どもおよびその保護者・関係者

学校支援

〈目的〉 児童生徒についての情報提供や助言を行い、学校を支援する。

〈内容〉 校長および小中学校の要請に応じてケース会議等に出席し、情報提供を行い、教育相談に関わる支援を行う。教育相談ややまびこ教室での児童生徒、保護者の状況について、所属校との情報共有を行い、見立てと対応について助言する。

〈日時〉 月～金曜日 9:00～17:00
（金曜日は14:00まで）

〈対象〉 小中学校等

* 就学にかかわる幼児の相談を含む。

やまびこ教室

〈目的〉 児童生徒がやまびこ教室に通うことで、学校復帰および社会的自立につながるよう支援する。

〈内容〉 ゆとりのある時間の中でエネルギーを高め、個に応じた目標を持ち、活動や学習に取り組む。また、活動を通じて、協調性や集団の中で過ごせる力、コミュニケーション能力を高める。

〈日時〉 月・水・木・金曜日
9:30～15:00
（金曜日は14:00まで）

※子ども：幼児児童生徒のこと

令和7年度 やまびこ教室

1 目的

やまびこ教室(青地教室・上笠教室)に通室する児童生徒が、小集団での活動体験を通して協調性や集団で過ごせる力をつけるとともに、家庭・学校・関係機関と連携を密にし、学校復帰、社会的自立につながるよう支援する。

2 開室の曜日と時間

令和5年度から開設した上笠教室と、青地教室の2か所で開室する。

- ・曜日 月・水・木・金 (*火曜日は学校登校日、祝日を除く)
- ・時間 9:30~15:00 (*金曜日は14:00まで)

3 活動内容

① 学習への取組

- ・各自で学習の計画を立てる→各自が持参したテキストやICT学習支援ソフト「天神」等を使った自主学习

② 個別の取組

- ・一人ひとりのペースに合わせた活動→読書、絵を描く、折り紙、工作など

③ 集団での取組

- ・グループ活動を中心とした活動
→レクリエーション、ゲーム(ジエンガ、トランプ等)、カロム、卓球など

④ 体験活動

- ・調理活動、野外活動、収穫体験、公共交通機関利用体験、見学や制作、ミニ講座、季節行事
- ・市立図書館・移動図書館の利用(月1回程度)
- ・次世代文化交流事業の活用、他市との交流など

4 学校連携

- ・今年度、教育相談担当の2名を中心に市内小中学校および関係機関との連携を強化し支援の充実を図る。
- ・関係者会議を不定期に実施し、担任や教育相談担当等と懇談する。
- ・毎週火曜日を『学校登校日』として、別室登校・放課後登校等、やまびこ教室に通室する児童生徒が積極的に学校と関わる日に設定している。
- ・各小中学校と、月末に出席状況報告や活動についての情報交換を電話で行う。

5 事例研究会

- ・やまびこ教育相談室が行う相談事例についてSSW等に助言を受け、資質向上を図る。

スキルアップ支援事業について

スキルアップ支援事業

- ◆ 学校教育の内容がますます拡大・複雑化し、求められる質も一層高度化するなかで、草津市の教員が自らの資質・能力の日常的な向上・更新を図ることを促し、支援するために対象教員に向けて個別指導・支援を行うものです。

また、本事業を通して、各学校の授業研究会やOJT研修の取組の活性化、さらにICTの活用推進等を促します。

- ◆ 本事業には、「授業づくり・学級づくり支援（授業指導・学級経営等に関するスキルアップ支援）」および「ICT活用支援（ICTの有効活用等に関するスキルアップ支援）」の2つの内容があります。

「授業づくり・学級づくり支援」について…

- ① スキルアップアドバイザーが、対象教員の授業を定期的に参観し、具体的な場面に即したアドバイスを行うことにより、当該教員の授業力および学級経営やこどもとのかかわり方等をはじめとした教師力全般の向上をめざした個別指導・支援・応相談を行います。
- ② それぞれの学校の教頭、教務主任、学年主任、教科主任等と連携し、「授業づくり・学級づくり支援」の円滑で効果的な実施を図るとともに、各学校の授業研究会やOJT研修の活性化を促します。
- ③ 夏期休業期間中に、すべての対象教員による「スキルアップ夏季講座」を開催し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた研修や情報交換、指導案の検討などを行います。
- ④ 年間3度の管理職との面談を行い、本事業に関する情報交換を行います。

「ICT活用支援」について…

- ① ICTスキルアップアドバイザーが、各学校と調整の上、各学校のICT活用の方針や教職員研修方針等に応じた学校全体のICT活用推進を支援します。
- ② 「ICT活用支援」対象教員に対し、訪問・ICTを使った授業の参観を行い、授業の各場面に応じた具体的なアドバイスを行うことにより、当該教員のICT活用能力の向上をめざした個別指導・支援・応相談を行います。
- ③ 夏期休業期間中に、すべての対象教員による「ICTスキルアップ夏季講座」を開催し、「ICTの効果的な活用」に向けた研修や情報交換などを行います。

○草津市立教育研究所設置条例

昭和55年3月29日

条例第7号

改正 平成2年4月1日条例第11号

平成4年3月25日条例第9号

平成14年10月9日条例第40号

平成23年12月27日条例第21号

平成25年3月29日条例第4号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、草津市立教育研究所(以下「教育研究所」という。)を設置する。

(名称および位置)

第2条 教育研究所の名称および位置は、次のとおりとする。

名称 草津市立教育研究所

位置 草津市青地町1086番地

(目的)

第3条 教育研究所は、教育に関する調査研究および教育関係職員の研修を行い、本市教育の振興に資することを目的とする。

(事業)

第4条 教育研究所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究および指導
- (2) 教育に関する各種資料の作成
- (3) 教育関係職員の研修
- (4) 生徒、児童および幼児の教育相談および指導
- (5) 教育図書資料室および教科書センターの経営
- (6) 視聴覚教材ライブラリーの経営
- (7) その他目的を達成するために必要な事項

(職員)

第5条 教育研究所に、所長その他必要な職員を置く。

(草津市立教育研究所運営委員会)

第6条 教育研究所の円滑な運営その他必要な事項を調査審議するため、草津市立教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 草津市立教育研究所の運営に関する事。
- (2) 学校教育および社会教育の現状および課題に関する事。
- (3) 学校・地域・家庭の連携および融合の推進に関する事。
- (4) その他教育課題に係る調査研究内容に関する事。

3 運営委員会は、委員13人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、運営委員会の組織、運営その他必要な事項は教育委員会が別に定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、教育研究所の組織、管理および運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則（平成2年4月1日条例第11号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

付 則（平成4年3月25日条例第9号）

この条例は、平成4年5月6日から施行する。

付 則（平成14年10月9日条例第40号）

この条例は、平成14年11月1日から施行する。

付 則（平成23年12月27日条例第21号）

この条例は、平成24年3月15日から施行する。

付 則（平成25年3月29日条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○草津市立教育研究所規則

昭和55年4月1日

教委規則第3号

改正 昭和61年4月1日教委規則第3号

平成10年4月1日教委規則第4号

平成18年3月31日教委規則第7号

平成25年4月1日教委規則第7号

平成25年5月31日教委規則第11号

平成26年8月1日教委規則第17号

平成28年4月1日教委規則第7号

平成30年3月30日教委規則第4号

令和3年3月29日教委規則第4号

令和4年10月24日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市立教育研究所設置条例（昭和55年草津市条例第7号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、草津市立教育研究所（以下「研究所」という。）の組織、管理および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 研究所に次の職員を置く。

- (1) 所長 1人
- (2) 研究主事 若干人
- (3) 教育研究所指導主事 若干人
- (4) その他必要な事務に従事する職員 若干人

2 前項に定めるもののほか、研究所の事務を処理させるため、必要な職員を置くことができる。

(職務)

第3条 所長は上司の命を受け、研究所の事業を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 研究主事は、上司の命を受け、担当事務を処理し教育に関する専門的事項の研究にあたる。

3 教育研究所指導主事は、上司の命を受け、担当事務を処理し教育に関する専門的事項の指導事務に従事する。

4 その他必要とする職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(専決事項)

第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 教育研究所の行う各種事業の企画実施に関すること。

(2) 教育研究所の管理および運営ならびに職員の服務に関する軽易な事項に関すること。

(3) 草津市教育委員会事務決裁規程（昭和52年草津市教育委員会訓令第3号）別表第1号および第3号の課長の専決事項に関すること。

(分掌事務)

第5条 研究所の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 研究所の広報広聴に関すること。

(2) 設備、備品等の維持管理に関すること。

(3) 公印の保守に関すること。

(4) 文書の收受発送および保存に関すること。

(5) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。

(6) 教育資料の収集、保管および利用に関すること。

(7) 教育図書資料室、教科書センターおよび視聴覚ライブラリーの経営に関すること。

(8) 教育に関する専門的・技術的な指導に関すること。

(9) 教育関係職員の研修に関すること。

(10) 教育相談に関すること。

(11) 研究協力員の指導に関すること。

(12) 研究所の一般庶務に関すること。

(研究員)

第6条 研究所に研究員をおくことができる。

2 研究員は、教育に関する研究に従事する。

(研究部)

第7条 教育に関する調査研究の充実を図るために、研究所に専門の研究部をおくことができる。

2 研究部には、調査研究に協力する研究協力員を置くことができる。

3 研究協力員は、教職員のうちから所長が推薦し、教育長が委嘱する。

(草津市立教育研究所運営委員会)

第8条 草津市立教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 草津市校長会の代表

(3) 草津市園長・所長会の代表

(4) 草津市教頭会の代表

(5) 草津市立小中学校教員の代表

(6) 草津市社会教育委員の代表

(7) 公募による草津市立小中学校保護者

(8) 草津市同和教育推進協議会の代表

(9) 公募による市民

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運営委員会に、会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。

4 運営委員会の会長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

7 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。

8 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

9 運営委員会は、必要に応じて専門の事項を調査研究し、および資料を収集するため、小委員会を置くことができる。

10 運営委員会の庶務は、教育研究所において処理する。

11 この条項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(委任)

第9条 この規則に定めることのほか、必要な事項は教育長が定める。

付 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則 (昭和61年4月1日教委規則第3号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年4月1日教委規則第4号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月31日教委規則第7号) 抄

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年4月1日教委規則第7号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年5月31日教委規則第11号)

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

付 則 (平成26年8月1日教委規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年4月1日教委規則第7号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月30日教委規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年3月29日教委規則第4号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 (令和4年10月24日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。